

松木飯塚 税務情報

NO. 43

平成 27 年 7 月 1 日出国税(国外転出時課税)スタート
有価証券等時価 1 億円以上所有者が国外転出、
非居住親族へ贈与・相続・遺贈したら譲渡所得課税

松木飯塚税理士法人 代表税理士松木慎一郎・飯塚美幸

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目 3 番 10 号 元赤坂レジデンス 1910 号

TEL. 03 (5413) 6511(代) FAX. 03 (5413) 6512

E-MAIL info@mi-cpta.com URL http://www.mi-cpta.com

日本で株式の譲渡益に対する所得税住民税は 20.315%(所得税 15.315%+住民税 5%)です。株長者の A さんが、外国で株式を売ればその国の税収。シンガポールや香港・スイス・ニュージーランドなら非課税でした。そうはさせじと、日本の財務省は平成 27 年 7 月 1 日以後に日本から流出する株式を売ったとみなして日本で課税を完了させる「国外転出(贈与)時課税」制度をスタートします。

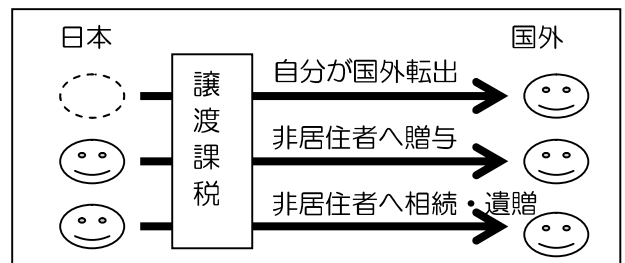
■ 出国税は国外転出贈与贈与时課税に一本本人出国時だけでなく、海外への贈与相続も課税

当情報 NO. 40 でお伝えした国外転出者出国時時価有価証券みなし譲渡課税。米国などでも導入されている出国税は、国籍離脱や永住権放棄者等に限るのに対し、日本は転勤等で出国しても、国外の親族に贈与や相続しても、譲渡所得課税。大変厳しく面倒な税制になってしまいました。

①対象者・・・前 10 年以内に 5 年超日本に住所・居所があり有価証券等で、1 億円以上を所有する人

国税は今後、マイナンバー法や国外財産調書・財産債務調書とリンクして把握していくでしょう。

②有価証券等・・・上場・非上場株式、国債等の債券、匿名組合契約出資持分、未決済デリバティブ取引、信用取引等、新株予約権・ストックオプション



■ 自分が国外転出する場合、出国時又は 3 ヶ月前の時価で 1 億円以上でみなし譲渡課税

1 億円以上の有価証券等所有者が、日本の住所や居所を離れて国外に転出する時は、確定申告により有価証券等の「値上がり益=時価-取得価額-取得費用」について、15.315%所得税を納付します。

取得 1 千万円の株式時価が 1 億 1 千万円なら、所得税 15,315,000 円が課税、住民税は非課税です。

①納税管理人の届出をしないで転出・・・転出日の 3 ヶ月前月の時価で、転出日までに準確定申告

国外転出時までに納税管理人届出・・・転出日の時価で国外転出の翌年 3 月 15 日までに確定申告

②出国税は譲渡しないのに課税。当然、納税資金がない場合は、納税管理人届をして不動産や国債等を担保提供の上、納税猶予を選択できますが、その後、連年継続適用届が必要。また対象資産を実際に譲渡や贈与したら、その部分は猶予打ち切り、4 月以内に利子税(現行年 1.8%)込で課税されます。

③国外転出日から 5 年以内に譲渡しないで帰国した場合は、課税取消。4 ヶ月以内に更正の請求で税金還付されます。納税猶予なら、手続で最長 10 年以内に帰国すれば課税取消されます。

④国外転出時から 10 年経過し納税猶予期間が切れた場合は利子税込で納税しなければなりません。

■ 有価証券等 1 億円以上の日本の居住者が、非居住者に贈与・相続した場合は、二重課税

国外に住む非居住者が有価証券等の贈与を受けた、国外の非居住者が有価証券等を相続や遺贈した場合には、取得者が日本国籍のない非居住者でも、取得財産は贈与税・相続税課税対象です。

国外転出時課税制度では、有価証券等が贈与时、相続開始時の時価で 1 億円以上持つ日本居住者が、国外の非居住者に有価証券等の贈与した場合、亡くなって相続・遺贈した場合、親に国外転出時譲渡課税がかかります。国内で贈与を受けて贈与税、売って譲渡税がかかるのと同様に、二重課税です。

みなし譲渡所得税は相続税の債務控除となり、納税猶予制度も継続でき、全取得者が 5(10)年以内に日本に帰国すれば課税取消もあり得ますが、相続はタイミングを選ぶことはできません。

取得者が国外居住していれば対象になり、相続では 4 ヶ月以内の準確定申告で即みなし譲渡税課税。非居住者への贈与や相続遺贈は、遺言や遺産分割ですぐさま二重課税とならない配慮が必要です。